

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和对策課 (内線：7590)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業費	1,634	1,634	0	1,403			231	
トータルコスト	10,485千円 (前年度10,421千円) [正職員：1.1人]							
主な業務内容	事業の企画・調整・実施、関係機関との協議及び協働実施							
工程表の政策目標(指標)	拉致問題の早期解決に向けた啓発、帰国後支援体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の概要

- ・県民にも被害者があり、北朝鮮当局による拉致問題の早期解決は県の重要課題
- ・このため、県民の関心を高め、拉致問題の早期全面解決の促進を図るとともに、拉致被害者が帰国された場合の支援体制を整える。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	所要額	事業内容
1 「県民のつどい」の開催	1,269	○目的：拉致問題並びに拉致被害者及び家族への支援の必要性について県民の理解を促進する ○場所：県内1箇所 ○内容：基調講演、拉致被害者御家族のメッセージ など
2 拉致問題人権学習会の開催	286	○学校・地域等において、拉致被害者の家族等を講師とする出前による学習会を開催する。
3 拉致問題啓発パネルの巡回展示	17	○米子市の松本京子さん及び県内の拉致の可能性が指摘されている方々の失踪状況等に関する写真パネル展を、県直営及び県内市町村等への貸出により行う。
4 支援連絡協議会の開催	62	○米子市と連携して、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に定められた帰国後の生活支援を円滑に実施する体制の構築を目的として「北朝鮮による拉致被害者支援連絡協議会」(平成19年度設置)を開催する。

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 「県民のつどい」や啓発パネル展の開催で、県民の理解促進を図ったことなどにより、県民による自発的な啓発や学習の取組も進んだ。
- (2) 出前方式の学習会によって、県民の理解を広げることが出来た。
- (3) 帰国後支援体制の整備については、県と米子市で協議会を設置し(平成19年)、生活再建のための支援施策、実施体制を検討、整理してきた。
- (4) 適時、日本政府に積極的かつ主体的な取組を要望するとともに、一刻も早い解決を願う県民意識の更なる高まりを促進する。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7121)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立人権ひろば 21管理運営費	10,775	10,775	0				10,775	
トータルコスト	13,993千円(前年度 13,970千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	計画の審査・承認、委託料の支払い、運営状況の確認・指導							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>人権尊重の理念に対する理解を深める機会を提供することを目的として設置されている鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)の管理運営を、指定管理者に委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>指定管理者である公益社団法人鳥取県人権文化センターへ以下のとおり管理運営を委託 指定期間:平成21年4月1日~平成26年3月31日(5年間) 業務内容:①人権ひろば21の施設設備の維持管理 ①人権ライブラリー等の管理運営(図書、啓発ビデオ等の追加整備・貸し出し)</p>								
人権尊重の社会づくり協議会費	1,056	887	169				1,056	
トータルコスト	5,884千円(前年度 5,682千円) [正職員:0.6人]							
主な業務内容	協議会の日程調整、議題の検討、開催通知、資料作成							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置している「人権尊重の社会づくり協議会」を開催し、県民の幅広い意見を反映して県の人権施策を推進する。</p> <p>主な事業内容</p> <p>(1) 開催回数:年2回 (2) 議題:鳥取県人権施策基本方針に係る施策の推進状況 など (3) その他:当協議会の小委員会として改組した「差別事象検討小委員会」において、差別事象の検討を進める(年2回) (既存の「差別事象検討会」は廃止した。)</p>								
職員人件費	77,110	84,684	△7,574				77,110	
事業内容の説明								
一般職の職員(11名)の人件費								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7073)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
同和問題啓発推進事業費	2,340	2,998	△658	1,479			861	
トータルコスト	15,214千円(前年度12,624千円) [正職員 1.6人]							
主な業務内容	事業の企画、関係機関との調整及び開催・実施							
工程表の政策目標(指標)	差別意識の解消 ・同和問題講演会の市町村等との共催促進 ・部落解放月間における集中的な啓発活動の実施 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けた啓発の推進							
事業内容の説明								
同和問題についての県民の理解と認識を深め、差別と偏見をなくすための啓発事業を実施する。								
(単位:千円)								
区分	所要額	内容						
部落解放月間(7/10~8/9)	768	・ポスター及びリーフレットの作成と企業・市町村等への配布 ・市町村等との連携による街頭啓発						
同和問題講演会等の開催	1,472	・県民や企業・市町村の指導者等を対象とする同和問題講演会を県内3カ所で開催						
宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプラン	100	・入居差別や土地差別などの人権問題解決に向けた啓発事業の実施						
計	2,340							
地方改善事業費	289,789	294,818	△5,029	193,283			96,506	
トータルコスト	296,226千円(前年度301,208千円) [正職員 0.8人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払、国との調整、関係機関への助言など							
工程表の政策目標(指標)	開かれたコミュニティセンターとしての隣保館利用者の拡大 ・隣保館訪問等による実態把握、充実事例の紹介など適切な指導・助言							
事業内容の説明								
市町村が設置する隣保館等の運営に対する助成に要する経費等								
(単位:千円)								
区分	館数	予算額	補助率	備考				
隣保館運営事業(基本事業)	36	263,138	3/4 (国1/2 県1/4)	事業主体:市町村				
選 隣保館デイサービス事業	17	12,139						
択 地域交流促進事業	29	9,559						
事 継続的相談援助事業	4	768						
業 広域隣保活動事業	2	2,685						
小 計	—	288,289						
地方改善事業指導監督事務費	—	1,500	1/2(国)					
合 計		289,789						

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線：7073)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
専修学校等奨学資金 事業費	2,974	522	2,452			12	2,962	
トータルコスト	6,997千円 (前年度4,516千円) [正職員：0.5人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	貸付金の返還金の徴収、各種申請書等の審査など							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
平成21年度で貸付を終了した貸付金の返還、免除申請等の受付・審査及び未納者への督促に要する経費。非常勤職員の事務分掌を見直し、返還業務の一部を分担することで奨学金の回収体制を強化する。								
(単位：千円)								
奨学金返還システム委託費						380		
事務費						142		
非常勤職員の配置						2,452		
計						2,974		
同和対策事業振興費	6,104	6,353	△249				6,104	
トータルコスト	15,759千円 (前年度19,134千円) [正職員1.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払など							
工程表の政策目標(指標)	差別意識の解消 ・部落解放月間における集中的な啓発活動の実施							
事業内容の説明								
同和問題解決のために関係団体が行う啓発及び研修等の活動に対する助成、その他連絡調整に要する経費								
(単位：千円)								
		区 分		補助金等の額		補助率		
補助金・ 負担金	部落解放同盟鳥取県連合会補助金				4,000		県 1/2	
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金				600		県 1/2	
	全国隣保館連絡協議会負担金				562		定 額	
	鳥取県同和対策協議会補助金				126		定 額	
その他	その他連絡調整等事務費				816		—	
合 計						6,104		

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7121)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(終了) 人権意識調査事業	0	923	△923					
トータルコスト	0千円 (前年度4,118千円)							
説明 毎年度実施する事業でなく、平成24年度は実施しないため。								
(終了) 県立人権ひろば21 基金造成補助事業	0	598	△598					
トータルコスト	0千円 (前年度598千円)							
説明 平成23年度実績が確定しないため。 (毎年度6月補正予算にて対応)								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親しまれる公文書館 推進事業	1,705	1,405	300				1,705	
トータルコスト	12,165千円(前年度 14,186千円) [正職員：1.3人、非常勤職員：0.3人]							
主な業務内容	企画展示や常設展示、講演会、講座を利用した公文書館の普及啓発・利用促進							
工程表の政策目標(指標)	公文書館の利用者数の増 (平成25年度時点で平成20年度人数の10%増加 39,140人)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>公文書等の持つ情報に触れる機会を多くすることで、館の役割や資料保存に対する県民の理解を深め、公文書館の利用拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 企画展（中国・四国アーカイブズウィーク連携事業）</p> <p>ア 目的 公文書の重要性を理解してもらうため、当館所蔵の公文書等を使い、現在のアーカイブズ事情を紹介する。</p> <p>イ 題名 「アーカイブズの世界」V</p> <p>ウ 時期 平成24年6月～7月</p> <p>(2) 特別企画展</p> <p>ア 目的 隔年で開催する企画展で、当館が調査・研究した県政の歩みに関する成果を広く県民に紹介する。</p> <p>イ 題名 特別企画展「(仮称)掘り起こされた県政写真」</p> <p>ウ 時期 平成25年2月～3月</p> <p>(3) 小企画展</p> <p>ア 目的 常設展「鳥取県のあゆみ」を一部入れ替える展示</p> <p>イ 題名 未定</p> <p>ウ 時期 随時、年2回程度</p> <p>(4) こちら「夏休み自由研究」協力隊</p> <p>ア 目的 小学生・中学生を対象に、夏休みの自由研究のテーマ設定や資料提供、指導を行うことで、公文書館の利用層を広げる。</p> <p>イ 内容 2日間連続で開催。参加者は模造紙に研究成果をまとめる。</p> <p>ウ 期間 平成24年8月4日（土）～5日（日）を予定</p> <p>(5) 記録資料を読む会</p> <p>ア 内容 当館が所蔵する公文書等をテキストにして、講義と受講者とのフリートーキングを交えた形式で、準備したテキストを読み込んでいく。</p> <p>イ 開催時期 平成24年11月頃</p> <p>(6) 小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」との連携事業</p> <p>ア 目的 体験学習や地域との連携を重視する「総合的な学習の時間」をより有効に活用してもらうため、当館職員が小・中・高等学校に出向き、各校の歴史や当該地域出身の偉人、県政のあゆみ等の出張講座を行う。</p> <p>イ 開催期間 随時</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 公文書館探検隊</p> <p>ア 目的 学校、公民館、老人会等の団体見学者を募集して、公文書等の保存状況や常設展示の説明、館の利用方法を説明する。</p> <p>イ 開催時期 随時</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 （諸収入）	一般財源	
歴史資料保存事業	4,923	6,492	△1,569			13	4,910	
トータルコスト	6,532千円（前年度 8,090千円） [正職員：0.2人、非常勤職員：0.8人]							
主な業務内容	公文書等の補修、写真等のデジタル化、資料整理							
工程表の政策目標（指標）	劣化の著しい資料に対して、効果的な修復、デジタル化及び複製化を行う							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>公文書館が所蔵する貴重資料を後世に伝えるため、緊急を要するものから、修復・電子（デジタル）化等の作業を行う。個々の資料に応じた保存対策と資料整理（目録化）を行うため、専門性を有する非常勤職員を配置して作業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公文書綴り（簿冊）の補修 劣化・破損の著しい公文書綴りや寄贈を受けた貴重資料を脱酸、裏打ち、漉き嵌め（リーフキャスト）等で補修する。</p> <p>(2) 写真の電子化及び印画紙焼付け 利用頻度の高いものから順次電子化を行う。原版（ネガ等）は専用フォルダに収納するとともに、電子化されたデータを印画紙焼付け（L判）にして整理・目録化する。</p> <p>(3) 複製本の作成 類縁機関からマイクロフィルム撮影によって収集した資料を複製本化する。</p> <p>(4) 非常勤（専門員）による整理、目録化 公文書綴り等紙資料の劣化状況を調査・抽出するとともに、納品された資料の整理、目録化を行う。さらに、一般公開（閲覧と展示）に向けた準備を補助する。</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館 (内線: 8164)

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
公文書収集利用促進費	8,104	7,973	131			146	7,958	
トータルコスト	25,001千円(前年度29,541千円) [正職員:2.1人、非常勤職員:1.7人]							
主な業務内容	公文書等の収集、保存、利用の促進							
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事部局、各行政委員会等からの公文書の適正な引き継ぎと書庫管理の徹底 ・ 行政刊行物の収集・整理・保存の実施 							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 公文書等の収集や整理・保存、利用を促進するとともに、その調査研究を推進する。</p> <p>(2) 公文書管理条例の施行(平成24年4月)に対応した館運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 収集</p> <p>ア 歴史公文書等の評価選別・引継 知事部局や行政委員会、県議会、個人所蔵資料などの歴史公文書等を引き継ぐ。</p> <p>イ 行政資料・統計資料の収集 県・市町村の行政刊行物、統計資料を収集・保管する。</p> <p>ウ その他県関係資料の収集 国・県内市町村・類縁機関が所蔵する県関係資料を調査・収集する。</p> <p>(2) 整理・保存</p> <p>ア 配架 実施機関から歴史公文書を引き継ぐとともに、書庫の狭隘化と迅速な簿冊出納のため公文書等を書庫内移動する。</p> <p>イ 資料目録の作成 引継ぎ、寄贈を受けた資料の目録を作成する。目録掲載事項と現物資料との照合を適宜行う。</p> <p>ウ 収集・保存箱への装てん 資料原本の劣化防止のため中性紙を用いた保存箱に装てんする。</p> <p>エ 複製本の作成 マイクロフィルムで撮影した資料の複製本化</p> <p>(3) 利用</p> <p>ア 資料検索システムの整備 所蔵簿冊目録のデータをホームページに掲載し、利用者に提供する。</p> <p>イ 市町村等の公文書管理への協力 効果的な公文書の選別・評価・保存について、県内市町村の担当者と意見交換をする連絡会を開催する。</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館 (内線: 8164)

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源															
公文書館運営費	13,460	12,014	1,446			24	13,436															
トータルコスト	23,920千円(前年度 22,398千円) [正職員:1.3人、非常勤職員:2.1人]																					
主な業務内容	公文書館の管理、公文書館の受付・案内業務、公文書等の閲覧相談、閲覧室・書庫等施設管理																					
工程表の政策目標(指標)	-																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要 公文書館の管理運営に要する経費</p> <p>2 主な事業内容 ○公文書館の管理 ○閲覧室・書庫等施設管理 ○公文書館の総合受付・案内業務及び公文書等に関するレファレンス (一般的分野)</p>																						
新鳥取県史編さん事業	31,081	38,247	△7,166			(財産収入) 1,263 (諸収入) 42	29,776															
トータルコスト	80,966千円(前年度88,269千円) [正職員:6.2人、非常勤職員:4.0人]																					
主な業務内容	歴史・民俗資料の調査研究、史料解説、県史編さん委員会・専門部会の開催、資料集・県史ブックレットの執筆・編集・刊行、等																					
工程表の政策目標(指標)	県史ブックレットの刊行(全28冊のうち、24年度末までに14冊刊行予定)																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の概要</p> <p>(1) 目的 鳥取県が歩んできた歴史を明らかにし、郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、貴重な歴史的資料を県民共有の財産として後世に伝え、さらには歴史に関わる人材を育成することにより地域文化に活力を与える。</p> <p>(2) 概要 旧「鳥取県史」(昭和38~56年度編さん・刊行)後の発見や研究の進展のあった事項及び旧県史で十分取り上げられなかった事項の調査研究等</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 県史編さん委員会及び各専門部会の開催 (1,104千円)</p> <p>(2) 資料調査と報告書・資料編の刊行等 (24,389千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">専門部会</th> <th>主な調査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考古部会</td> <td>出土遺物再整理、古墳測量調査等</td> </tr> <tr> <td>古代中世部会</td> <td>既刊資料集からの県関係史料の抽出、県外所在中世文書調査等</td> </tr> <tr> <td>近世部会</td> <td>主要文書現地調査、史料解説(家老日記等)等</td> </tr> <tr> <td>近代部会</td> <td>主要資料調査、史料翻刻文校訂等</td> </tr> <tr> <td>現代部会</td> <td>主要資料調査、聞き取り調査等</td> </tr> <tr> <td>民俗部会</td> <td>地域民俗調査、民具調査、テーマ別(倉吉千刃等)調査等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ブックレットの刊行 (599千円) 鳥取県の歴史等に関する小冊子の編集・刊行(考古、古代中世、近代、民俗)</p>									専門部会	主な調査内容	考古部会	出土遺物再整理、古墳測量調査等	古代中世部会	既刊資料集からの県関係史料の抽出、県外所在中世文書調査等	近世部会	主要文書現地調査、史料解説(家老日記等)等	近代部会	主要資料調査、史料翻刻文校訂等	現代部会	主要資料調査、聞き取り調査等	民俗部会	地域民俗調査、民具調査、テーマ別(倉吉千刃等)調査等
専門部会	主な調査内容																					
考古部会	出土遺物再整理、古墳測量調査等																					
古代中世部会	既刊資料集からの県関係史料の抽出、県外所在中世文書調査等																					
近世部会	主要文書現地調査、史料解説(家老日記等)等																					
近代部会	主要資料調査、史料翻刻文校訂等																					
現代部会	主要資料調査、聞き取り調査等																					
民俗部会	地域民俗調査、民具調査、テーマ別(倉吉千刃等)調査等																					

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

東部総合事務所県民局（電話：0857-20-3548）

15目 総合事務所費<地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部総合事務所 運営費	22,438	21,288	1,150			<諸収入> 32	22,406	
トータルコスト	114,162千円（前年度113,150千円）[正職員：11.4人、非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	総合事務所の運営管理、県民の声受付・情報公開等の窓口業務、管内市町の地域振興支援、NPOの設立認証							
工程表の政策目標（指標）	住民ニーズに的確に対応した各局の円滑な行政運営の実現 県民への良質なサービスの提供 職員の意識・行動の革新							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東部地域における総合的な行政サービスの提供及び現場に密着した地域課題の解決等総合的な県政を推進するために必要な経費</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内市町との連絡調整、総合事務所各局との運営調整等に係る経費 県民の声の受付、情報公開窓口対応、県民ホール展示等のための事務費 職員研修実施に係る事務費 防災体制の整備等に係る事務費 								
東部総合事務所 管理費	67,400	66,210	1,190			<使用料> 12,444 <諸収入> 570	54,386	
トータルコスト	76,251千円（前年度 74,198千円）[正職員：1.1人、非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	東部総合事務所の庁舎管理							
工程表の政策目標（指標）	自然災害・大規模災害等に対する体制の整備及び県民が安心して生活できる環境の整備 費用対効果の高い庁舎管理の実践 来庁者に分かりやすく利用しやすい庁舎案内の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東部総合事務所の庁舎管理に要する経費</p> <p>2 事業内容</p>								
								(単位：千円)
主 な 内 容								所 要 額
清掃、警備、設備運転管理、消防用設備保守管理等に係る委託費								56,088
小修繕の実施、庁舎管理消耗品の購入に要する経費								4,618
非常勤職員の人件費								6,694

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

八頭総合事務所県民局（電話：0858-72-3811）

15目 総合事務所費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
八頭総合事務所 企画運営費	11,203	11,185	18			<諸収入> 56	11,147	
トータルコスト	77,985千円(前年度75,888千円) [正職員:8.3人、非常勤職員:2.5人]							
主な業務内容	所内外の連絡調整、総合事務所内庶務・会計事務、総合窓口業務、地域振興支援							
工程表の政策目標(指標)	県民への良質なサービスの提供、利用しやすく快適な庁舎環境の維持							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>総合事務所内外の事務調整を図り、事務所事務の効率的運営を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所内外の連絡調整業務 ・総合事務所各局の庶務等共通的業務 ・総合事務所総合窓口業務 ・管内八頭郡の地域振興支援業務 ・県政における各種施策や地域活動の情報提供業務 								
八頭総合事務所 庁舎管理費	15,615	14,884	731			<使用料> 5,183 <諸収入> 75	10,357	
トータルコスト	26,879千円(前年度22,073千円) [正職員:1.4人、非常勤職員:0.5人]							
主な業務内容	庁舎管理業務							
工程表の政策目標(指標)	県民への良質なサービスの提供、利用しやすく快適な庁舎環境の維持							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>庁舎の警備、清掃等の維持管理業務の委託及び庁舎の修繕等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八頭総合事務所庁舎・付属施設の各種修繕 ・警備・清掃等の委託及び熱交換器（ボイラー）・エレベーター等の保守委託 ・その他の庁舎管理委託 								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

中部総合事務所県民局（電話：0858-23-3952）

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部総合事務所 運営費	34,477	32,657	1,820			〈諸収入〉 60	34,417	
トータルコスト	131,029千円（前年度128,513千円）〔正職員：12.0人、非常勤職員：4.5人〕							
主な業務内容	所内外の連絡調整、各局庶務・会計事務、広報等							
工程表の政策目標（指標）	中部総合事務所の企画調整機能の充実・強化を図り、良質な住民サービスを提供する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 総合事務所内の機能強化を図り、地域のニーズに対応した効率的・効果的な事務所運営を行う。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
事業等区分	主 な 内 容							所要額
管理運営費	災害緊急対策、事務所管理経費、非常勤職員人件費、職員文化祭経費							13,302
共通経費	用品、事務所共通印刷物、集中化経費、庁舎光熱水費、電話代、共通リース物品							21,175
中部総合事務所庁舎 管理費	21,802	26,034	△4,232			〈使用料〉 2,283 〈諸収入〉 11	19,508	
トータルコスト	29,848千円（前年度 34,022千円）〔正職員：1.0人、非常勤職員：1.5人〕							
主な業務内容	庁舎管理、庁舎小規模修繕、庁舎使用関係許認可等							
工程表の政策目標（指標）	来庁者に利用しやすく安全で適切な庁舎整備を行う。							
事業内容の説明								
1 事業の概要 中部総合事務所の庁舎管理等の業務を行う。								
2 主な事業内容 ・ 庁舎清掃、常駐警備、環境衛生管理、冷暖房機器保守点検等の業務委託 ・ 庁舎の保守点検及び小規模修繕業務、冷暖房機器の運転及び監視業務等 ・ 庁舎敷地内の除雪業務委託、ハートフル駐車場継続設置、急速充電器の設置管理等								
(新) 中部総合事務所改修 工事費	19,424	0	19,424				19,424	
トータルコスト	19,424千円（前年度 0千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	庁舎老朽箇所の改修							
工程表の政策目標（指標）	来庁者に利用しやすく安全で適切な庁舎整備を行う。							
事業内容の説明								
1 事業の概要 中部総合事務所庁舎の老朽箇所の改修を行う。								
2 主な事業内容 ・ 1号館屋上防水層の改修 11,410千円 ・ 2号館2階執務室の外部建具の改修 8,014千円								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9655）

15目 総合事務所費<地方機関計上分>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
西部総合事務所費	59,319	62,751	△3,432			〈使用料〉 2,032 〈諸収入〉 79	57,208	
トータルコスト	187,250千円（前年度189,760千円） [正職員：15.9人、非常勤職員：6.0人]							
主な業務内容	西部総合事務所の管理運営、庁舎維持管理							
工程表の政策目標(指標)	住民満足度の向上、執務環境の改善							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部地域における県政の総合窓口としての西部総合事務所の管理運営や地域県民室を通じた情報発信を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 庁舎管理費（25,602千円） ・ 庁舎維持管理委託料、庁舎管理非常勤職員人件費</p> <p>(2) 事務所運営費（33,701千円） ・ 事務所運営事務費、受付・秘書・庶務会計非常勤職員人件費</p> <p>(3) 情報発信・県民ニーズの把握（16千円） ・ 地域県民室の管理</p>								
(新) 西部総合事務所新館 屋上防水シート改修 事業	8,123	0	8,123				8,123	
トータルコスト	8,928千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	西部総合事務所新館屋上防水シート改修工事発注							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部総合事務所新館屋上の防水シートが老朽化しているため改修工事を行う。</p> <p>2 改修内容</p> <p>既存防水層を撤去せずに上から新規の防水層をかぶせ、防水シートに穴を開けずに施工する。 工事対象部分 約500㎡ 工事費 8,123千円</p>								
(廃止) PCB廃棄物処理 事業	0	43,428	△43,428					
トータルコスト	0千円（前年度49,818千円）							
説明								
平成23年度で処理が終了するため。								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

日野総合事務所県民局（電話：0859-72-0321）

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日野総合事務所費 運営費	12,513	12,397	116			<諸収入> 49	12,464	
トータルコスト	105,042千円(前年度104,259千円) [正職員:11.5人、非常勤職員:3.0人]							
主な業務内容	日野総合事務所県民局の管理・運営、庶務・経理、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	・職員の資質向上のための取組 ・危機管理業務体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日野郡における総合的な行政サービスの提供及び現場に密着した地域課題の解決等総合的な県政を推進する。(県民局運営費)</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政の情報公開窓口 ・県民の意見・提言・苦情等を聴く広聴業務 ・管内の市町村・団体等との意見交換や情報収集 ・総合相談窓口 ・中山間地域対策 ・一元的な行政執行のための連絡調整 ・所内の庶務会計業務 								
日野総合事務所 庁舎管理費	30,675	25,584	5,091			<使用料> 378 <諸収入> 20	30,277	
トータルコスト	34,698千円(前年度29,578千円) [正職員:0.5人、非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	日野総合事務所の庁舎管理等							
工程表の政策目標(指標)	適切な庁舎管理等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日野総合事務所の庁舎管理を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>庁舎の維持管理費、警備員人件費等</p>								
(新) 日野総合事務所 庁舎セキュリティ強化事業	1,857	0	1,857				1,857	
トータルコスト	1,857千円(前年度0千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	日野総合事務所本庁舎通用口における電気錠・カードリーダーの設置等							
工程表の政策目標(指標)	適切な庁舎管理等、セキュリティの強化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>休日及び夜間における庁舎セキュリティの強化のため、本庁舎通用口に電気錠を設置し、ICカード(=職員証)で開閉可能なシステムを構築する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>電気錠及びカードリーダーの設置、管理ソフトの導入、年間保守契約の締結、管理用PCの購入</p>								
(廃止) 日野地域情報発信 強化事業	0	400	△400					
トータルコスト	0千円(前年度400千円)							
説 明								
日野路エコツーリズム推進事業(文化観光局)として要求することに伴う廃止								

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

款 項 目 節	2 款 総 務 費								
	うち総務部								
	1 項 総 務 管 理 費								
	1 目 一般管理費	2 目 人事管理費	4 目 文 書 費	5 目 財政管理費	7 目 財産管理費	9 目 県外事務所費			
1 報 酬	497,760	202,891	169,467	14,150	53,466	2,121	1,558	10,764	18,336
2 給 料	2,953,450	1,793,090	1,435,778	1,435,778					
3 職員手当等	4,857,694	4,264,671	4,084,163	1,776,252	2,307,911				
4 共 済 費	1,188,476	712,237	571,245	544,104	11,470	327	240	1,635	2,822
5 災 害 補 償 費	500	500	500		500				
6 恩給及び退職年金	33,575	33,575	33,575						
7 貸 金	32,007	27,267	26,523		25,766	554			81
8 報 償 費	193,113	149,220	21,561	177	11,207			1,269	3,061
9 旅 費	232,099	108,773	103,410	42,672	30,988	573	1,800	5,294	9,120
費用弁償	18,572	2,372	2,179	111	339			20	1,370
普通旅費	161,565	95,376	90,342	42,561	26,522	573	1,800	5,253	6,401
特別旅費	51,962	11,025	10,889		4,127			21	1,349
10 交 際 費	4,650	4,550	4,550	3,650					900
11 需用費	482,776	285,960	276,293	85,580	13,292	3,673	5,256	100,675	10,869
12 役 務 費	519,969	153,793	123,513	18,494	37,462	3,362	3,200	22,188	10,701
13 委 託 料	3,329,499	826,094	722,555	2,194	132,986	11,260	1,579	368,237	67,704
14 使用料及び賃借料	581,447	149,617	142,266	18,272	14,356	5,621	1,812	39,028	40,405
15 工 事 請 負 費	969,614	396,715	396,715	4,750				365,061	
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	57,645	4,509	4,409	2,410	410	757	100	160	90
19 負担金、補助及び交付金	7,178,241	1,003,518	116,505	5,952	48,563	101	1,372	45,985	14,248
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000	2,000	2,000						
23 償還金、利子及び割引料	193,000	35,000	35,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	1,511,972	151,362	151,362				168		
26 寄 付 金									
27 公 課 費	317								
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	24,819,804	10,305,342	8,421,390	3,954,435	2,688,377	28,349	17,085	960,296	178,337
財 国 庫 支 出 金	1,319,622	183	183				183		
源 地 方 債	433,000	81,000	81,000					81,000	
内 そ の 他	2,574,597	409,646	400,456	35,039	58,508	13	370	127,190	3,382
訳 一 般 財 源	20,492,585	9,814,513	7,939,751	3,919,396	2,629,869	28,336	16,532	752,106	174,955

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位: 千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費						3項 徴税費		
	10目 恩給及び退職 年金費	11目 財政調整基金費	12目 諸 費	13目 減價基金費	14目 公文書館費	15目 総合事務所費		1目 税務総務費	2目 賦課徴収費
1 報 酬					18,548	50,524	33,424	2,172	31,252
2 給 料							357,312	357,312	
3 職員手当等							180,508	180,508	
4 共 済 費					2,859	7,788	140,992	136,167	4,825
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金	33,575								
7 賞 金					122		744		744
8 報 償 費			82		5,729	36	127,659	36	127,623
9 旅 費			50		7,725	5,188	5,363	1,824	3,539
費用弁償					294	45	193	18	175
普通旅費					2,094	5,138	5,034	1,710	3,324
特別旅費			50		5,337	5	136	96	40
10 交 際 費									
11 需 用 費	45				6,999	49,904	9,667	3,536	6,131
12 役 務 費			7,600		2,232	18,274	30,280	1,650	28,630
13 委 託 料	171		675		12,197	125,552	103,539	470	103,069
14 使用料及び賃借料					2,482	20,290	7,351	1,552	5,799
15 工 事 請 負 費						26,904			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費					340	142	100	100	
19 負担金、補助及び交付金					40	244	887,013	8,479	878,534
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金			2,000						
23 償還金、利子及び割引料			35,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金		11,942		139,252					
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	33,791	11,942	45,407	139,252	59,273	304,846	1,883,952	693,806	1,190,146
財 国 庫 支 出 金									
源 地 方 債									
内 そ の 他		11,942		139,252	1,488	23,272	9,190	7,911	1,279
訳 一 般 財 源	33,791		45,407		57,785	281,574	1,874,762	685,895	1,188,867

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

款 項 目 節	3款 民生費				4款 衛生費			
		うち総務部				うち総務部		
			1項 社会福祉費				2項 環境衛生費	
				1目 社会福祉総務費				4目 環境保全費
1 報酬	357,863	8,536	8,536	8,536	141,154			
2 給料	1,578,128	40,942	40,942	40,942	1,414,744			
3 職員手当等	890,843	20,603	20,603	20,603	779,753			
4 共済費	630,261	16,883	16,883	16,883	559,417			
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 買金	484				4,738			
8 報償費	78,634	5,756	5,756	5,756	62,232			
9 旅費	66,395	3,904	3,904	3,904	74,502	154	154	
費用弁償	8,639	416	416	416	3,541			
普通旅費	35,934	1,682	1,682	1,682	44,266	154	154	
特別旅費	21,822	1,806	1,806	1,806	26,695			
10 交際費								
11 需用費	194,582	4,009	4,009	4,009	220,484	330	330	
12 役務費	94,103	4,318	4,318	4,318	73,399	202	202	
13 委託料	2,480,412	39,890	39,890	39,890	839,524	300	300	
14 使用料及び賃借料	71,408	2,421	2,421	2,421	73,856	70	70	
15 工事請負費	41,961				30,131			
16 原材料費								
17 公有財産購入費					210			
18 備品購入費	31,728				106,098			
19 負担金、補助及び交付金	32,492,080	316,611	316,611	316,611	6,772,820			
20 扶助費	2,245,223				1,329,143			
21 貸付金	50,347				972,997			
22 補償、補填及び賠償金					350			
23 償還金、利子及び割引料	457,000							
24 投資及び出資金								
25 積立金	313,460				209,564			
26 寄付金	1,250				30,500			
27 公課費	98				30			
28 繰出金	2,558							
予備費								
計	42,078,818	463,873	463,873	463,873	13,695,646	1,056	1,056	
財源								
内 国庫支出金	3,098,789	228,459	228,459	228,459	1,494,236			
地方債					12,000			
内 その他	4,548,622	50	50	50	3,859,458			
内 一般財源	34,431,407	235,364	235,364	235,364	8,329,952	1,056	1,056	

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

款 項 目 節	12款 公債費					13款 諸支出金			
	うち総務部					うち総務部			
	1項 公債費					2項 地方消費税清算金			
			1目 利 子	2目 公債管理特別会 計繰出金				1目 地方消費税清 算金	
1 報 酬									
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費									
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費									
9 旅 費									
費用弁償									
普通旅費									
特別旅費									
10交 際 費									
11 雑 用 費									
12 役 務 費									
13 委 託 料									
14 使用料及び賃借料									
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									
19 負担金、補助及び交付金						6,830,450	6,830,450		
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	115,418	115,418	115,418	115,418		6,049,970	6,049,970	5,389,152	5,389,152
24 投資及び出資金						214,759			
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	58,055,447	58,055,447	58,055,447		58,055,447				
予 備 費									
計	58,170,865	58,170,865	58,170,865	115,418	58,055,447	13,095,179	12,880,420	5,389,152	5,389,152
財 国 庫 支 出 金									
源 地 方 債									
内 そ の 他	5,355,999	5,355,999	5,355,999		5,355,999	174,704	174,704		
訳 一 般 財 源	52,814,866	52,814,866	52,814,866	115,418	52,699,448	12,920,475	12,705,716	5,389,152	5,389,152

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	13款 諸支出金							
	うち総務部							
	3項 利子割交付金		4項 配当割交付金		5項 株式等譲渡所得割交付金		6項 地方消費税交付金	
	1目 利子割交付金		1目 配当割交付金		1目 株式等譲渡所得割交付金		1目 地方消費税交付金	
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10交 際 費								
11需 用 費								
12役 務 費								
13委 託 料								
14使用料及び賃借料								
15工 事 請 負 費								
16原 材 料 費								
17公有財産購入費								
18備品購入費								
19負担金、補助及び交付金	204,882	204,882	94,122	94,122	20,581	20,581	5,854,095	5,854,095
20扶 助 費								
21賞 付 金								
22補償、補填及び賠償金								
23償還金、利子及び割引料								
24投資及び出資金								
25積 立 金								
26寄 付 金								
27公 課 費								
28繰 出 金								
予 備 費								
計	204,882	204,882	94,122	94,122	20,581	20,581	5,854,095	5,854,095
財 国 庫 支 出 金								
源 地 方 債								
内 そ の 他								
訳 一 般 財 源	204,882	204,882	94,122	94,122	20,581	20,581	5,854,095	5,854,095

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	13款 諸支出金							
	うち総務部							
	7項 ゴルフ場利用税交付金		8項 自動車取得税交付金		9項 利子割精算金		10項 県税還付金	
	1目 ゴルフ場利用 税交付金		1目 自動車取得税 交付金		1目 利子割精算金		1目 県税還付金	
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10 交 際 費								
11 需 用 費								
12 役 務 費								
13 委 託 料								
14 使用料及び賃借料								
15 工 事 請 負 費								
16 原 材 料 費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費								
19 負担金、補助及び交付金	99,311	99,311	557,459	557,459				
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料					818	818	660,000	
24 投 資 及 び 出 資 金								
25 積 立 金								
26 寄 付 金								
27 公 課 費								
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	99,311	99,311	557,459	557,459	818	818	660,000	
財 源								
内 庫 庫 支 出 金								
地 方 債								
そ の 他							174,704	
一 般 財 源	99,311	99,311	557,459	557,459	818	818	485,296	

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位：千円)

節	款 項 目	14款 予 備 費			総務部合計
		うち総務部			
		1項 予 備 費			
		1目 予 備 費			
1	報 酬				211,427
2	給 料				1,834,032
3	職員手当等				4,285,274
4	共 済 費				729,120
5	災 害 補 償 費				500
6	恩給及び退職年金				33,575
7	賃 金				27,267
8	報 償 費				154,976
9	旅 費				112,831
	費用弁償				2,788
	普通旅費				97,212
	特別旅費				12,831
10	交 際 費				4,550
11	需 用 費				290,299
12	役 務 費				158,313
13	委 託 料				866,284
14	使用料及び賃借料				152,108
15	工事請負費				396,715
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				4,509
19	負担金、補助及び交付金				8,150,579
20	扶 助 費				
21	賞 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				2,000
23	償還金、利子及び割引料				6,200,388
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				151,362
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				58,055,447
	予 備 費	150,000	150,000	150,000	150,000
	計	150,000	150,000	150,000	81,971,556
財 源 内 訳	国庫支出金				228,642
	地方債				81,000
	その他				5,940,399
	一般財源	150,000	150,000	150,000	75,721,515

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	非常勤職員 7人
給 料	特別職 2人
	一般職員 339人
	定数外職員 40人
負担金、補助及び交付金	地方公営企業繰出金 5,952
2目 人事管理費	
報 酬	職員人材開発センター運営審議会委員 9人
	非常勤職員 30人
	産業医 4人
	健康相談員 4人
	ハラスメント外部相談員 1人
	公務災害補償等認定委員会委員 4人
	公務災害補償等審査会委員 3人
	公務研修協議会費 20
負担金、補助及び交付金	接遇研修指導者養成講習会負担金 96
	公務員倫理指導者養成研修負担金 168
	OJT実践コース指導者養成研修会負担金 205
	地方自治制度(研修講師養成)研修負担金 23
	地方公務員制度(研修講師養成)研修負担金 23
	研修管理セミナー負担金 15
	研修プランナー養成コース負担金 225
	自己啓発支援負担金 550
	研修評価セミナー 47
	自治大学校派遣研修負担金 4,262
	自治法派遣職員負担金 19,028
	政策研究大学院大学派遣負担金 948
	NPOセンター派遣負担金 315
	中国吉林省東北師範大学負担金 412
	地方職員共済組合負担金 2,033
	中央労働災害防止協会賛助会員負担金 50
	職員健康増進事業負担金 18,254
	県職員文化活動推進事業補助金 1,660
	毒蜂アレルギー抗体検査料 9
	山林業務従事者健康診断負担金 50
業務改善、行政経営品質向上に関する研修受講料 170	
4目 文書費	
報 酬	非常勤職員 1人
負担金、補助及び交付金	文書事務研修負担金 101
5目 財政管理費	
報 酬	非常勤職員 1人
負担金、補助及び交付金	地方財務協会負担金 279
	地方債協会負担金 720
	全国自治宝くじ事務協議会負担金 283
	西日本宝くじ事務協議会負担金 90
積立金	鳥取県住民生活に光をそそぐ基金積立金 168

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7目 財産管理費		
報 酬	財産評価審議会委員	6人
	非常勤職員	5人
負担金、補助 及び交付金	研修・講習会受講負担金	74
	営繕積算システム運用経費、建築保全等研修負担金	2,185
	上道町教職員宿舎公共下水道受益者負担金	69
	長砂町職員宿舎公共下水道受益者負担金	300
	国有資産等所在市町村交付金	43,357
9目 県外事務所費		
報 酬	非常勤職員	6人
負担金、補助 及び交付金	全国東京事務所長会負担金	30
	近畿ブロック東京事務所長会負担金	15
	各省担当者協議会負担金	45
	中国五県物産観光協議会年会費	20
	明治大学講座開催負担金	500
	「まんが王国とっとり」PR負担金	5,000
	第3ビル事務所管理負担金	2,891
	在阪道府県協議会負担金	100
	関西市場駐在協議会負担金	15
	在阪中・四国県外事務所協議会負担金	30
	第3ビル修繕積立負担金	225
	中・四国観光展事業負担金	50
	商工会議所(大阪、東大阪、京都、守口門真、姫路、神戸、尼崎)年会費	218
	関西系統農協畜産物販売連絡協議会負担金	30
	関西本部多目的交流室管理負担金	3,363
	各展示会への出展負担金	295
	関西圏人材確保モデル事業負担金	485
	イベント出店負担金	525
	在名道府県連絡協議会負担金	200
	全国物産観光センター連絡協議会会費・負担金	151
名古屋商工会議所、名古屋産業人クラブ年会費	60	
1.1目 財政調整基金費		
積立金	財政調整基金積立金	11,942
12目 諸 費		
償還金、利子 及び割引料	国庫補助金等過年度精算返還金	35,000
13目 減債基金費		
積立金	減債基金積立金	139,252
14目 公文書館費		
報 酬	非常勤職員	9人
負担金、補助 及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金	40
15目 総合事務所費		
報 酬	非常勤職員	22人
	警備員	2人
	ボイラー技士	1人
	電気技師	1人

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	東部総合事務所安全運転管理者協議会負担金	60
	八頭総合事務所安全運転管理者協議会負担金	32
	中部総合事務所安全運転管理者協議会負担金	60
	西部総合事務所安全運転管理者協議会負担金	48
	日野総合事務所安全運転管理者協議会負担金	44
3項 徴 税 費		
1目 税務総務費		
報 酬	固定資産評価審議会委員	5人
	非常勤職員	1人
給 料	一般職員	96人
	負担金、補助 及び交付金	
	全国地方税務協議会負担金	1,000
	租税教育推進協議会負担金	377
	資産評価システム研究センター負担金	700
	中国ブロック税務講習会負担金	49
	自治法派遣職員負担金	6,353
2目 賦課徴収費		
報 酬	非常勤職員	15人
給 料	個人県民税徴収取扱費市町村交付金	847,642
	地方消費税徴収取扱費負担金	19,591
	保険年金に係る給付事務交付金	8,700
	納税貯蓄組合補助金	1,400
	たばこ販売組合補助金	180
	OSS都道府県税協議会負担金	581
	県石油商業組合補助金	440
3款 民 生 費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報 酬	人権相談員	3人
	非常勤職員	1人
給 料	一般職員	11人
	負担金、補助 及び交付金	
	(社)鳥取県人権文化センター負担金	19,896
	鳥取県人権擁護委員連合会補助金	120
	研修参加負担金	350
	全国隣保館連絡協議会負担金	562
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600
	鳥取県同和対策協議会補助金	126
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	4,000
	(社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題)補助金	2,668
	隣保館運営費等補助金	288,289
12款 公 債 費		
1項 公 債 費		
1目 利 子		
償還金、利子 及び割引料	一時借入金利子	115,418
13款 諸支出金		
2項 地方消費税清算金		
1目 地方消費税清算金		
償還金、利子 及び割引料	地方消費税清算金	5,389,152

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
3項 利子割交付金		
1目	利子割交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 204,882
4項 配当割交付金		
1目	配当割交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 94,122
5項 株式等譲渡所得割交付金		
1目	株式等譲渡所得割交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 20,581
6項 地方消費税交付金		
1目	地方消費税交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 5,854,095
7項 ゴルフ場利用税交付金		
1目	ゴルフ場利用税交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 99,311
8項 自動車取得税交付金		
1目	自動車取得税交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 557,459
9項 利子割精算金		
1目	利子割精算金	
	償還金、利子 及び割引料	利子割精算金 818
10項 県税還付金		
1目	県税還付金	
	償還金、利子 及び割引料	県税過納金等還付金 660,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源	
平成24年度 テレビ会議システム管理運営業務委託	千円 4,750			平成25年度から 平成29年度まで	千円 4,750				千円 4,750	
平成24年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託	2,754			平成25年度から 平成26年度まで	2,754					2,754
平成24年度 納税通知書等作成業務委託	2,894			平成25年度	2,894					2,894
平成24年度 職員宿舎管理業務委託	5,064			平成25年度	5,064					5,064

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額				当該年度以降の支出予定額				左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	千円	期 間	金 額	千円	特 定 財 源			一般財源		
								国庫支出金	地方債	その他			
平成20年度 鳥取県立人権ひろば21管理委託	千円 53,875	平成21年度から 平成23年度まで	29,836	千円	平成24年度から 平成25年度まで	21,550	千円	千円	千円	千円	千円	21,550	
平成21年度 公有財産管理・利活用対策費	8,977	平成22年度から 平成23年度まで			平成24年度から 平成28年度まで	8,977						8,977	
平成22年度 職員宿舎管理業務委託	56,077	平成23年度	24,509		平成24年度から 平成25年度まで	6,129						6,129	
平成22年度 東部総合事務所等植栽管理業務委託	2,994	平成23年度	924		平成24年度から 平成25年度まで	1,848						1,848	
平成22年度 東部総合事務所機械警備業務委託	741	平成23年度	245		平成24年度から 平成25年度まで	490						490	
平成22年度 東部総合事務所電気工作物保安業務委託	1,905	平成23年度	614		平成24年度から 平成25年度まで	1,227						1,227	
平成22年度 東部総合事務所消防設備保守点検業務委託	8,190	平成23年度	1,890		平成24年度から 平成25年度まで	3,780						3,780	
平成22年度 東部総合事務所非常用発電設備保守点検業務委託	3,295	平成23年度	956		平成24年度から 平成25年度まで	2,300						2,300	
平成22年度 八頭総合事務所清掃業務委託	14,826	平成23年度	4,914		平成24年度から 平成25年度まで	9,828						9,828	
平成22年度 八頭総合事務所機械警備業務委託	456	平成23年度	114		平成24年度から 平成25年度まで	227						227	
平成22年度 八頭総合事務所電気工作物保安業務委託	600	平成23年度	200		平成24年度から 平成25年度まで	399						399	
平成22年度 八頭総合事務所消防設備保守点検業務委託	315	平成23年度	103		平成24年度から 平成25年度まで	206						206	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	特 定 財 源	一 般 財 源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度 中部総合事務所清掃業務委託	28,830	平成23年度	5,204	平成24年度から 平成25年度まで	11,050				11,050
平成22年度 中部総合事務所機械整備業務委託	1,569	平成23年度	506	平成24年度から 平成25年度まで	1,011				1,011
平成22年度 中部総合事務所建築物環境衛生管理業務委託	2,385	平成23年度	725	平成24年度から 平成25年度まで	1,449				1,449
平成22年度 西部総合事務所清掃業務委託	26,745	平成23年度	7,185	平成23年度から 平成25年度まで	14,490				14,490
平成22年度 西部総合事務所機械整備業務委託	720	平成23年度	239	平成23年度から 平成25年度まで	479				479
平成22年度 西部総合事務所電気工作物保安業務委託	1,410	平成23年度	419	平成23年度から 平成25年度まで	837				837
平成22年度 西部総合事務所冷暖房熱源機器設備保守点検業務委託	10,710	平成23年度	3,518	平成24年度から 平成25年度まで	7,035				7,035
平成22年度 県庁舎構内電話設備保守点検業務委託	15,696	平成23年度	5,219	平成24年度から 平成25年度まで	10,437				10,437
平成23年度 地方税電子申告審査サービス業務委託	57,876			平成24年度から 平成28年度まで	57,876				57,876
平成23年度 知事公邸清掃業務委託	4,494			平成24年度から 平成26年度まで	4,494				4,494
平成23年度 県庁舎等植栽管理業務委託	11,403			平成24年度から 平成26年度まで	11,403				11,403
平成23年度 県有施設清掃業務委託	50,598			平成24年度から 平成26年度まで	50,598				50,598

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
		千円	千円	千円	千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成23年度 県有施設電気工作物保安業務委託	15,714	平成24年度から 平成25年度まで	15,714					千円	15,714	
平成23年度 県有施設工レベーター等保守点検業務委託	45,600		45,600	平成24年度から 平成26年度まで					45,600	
平成23年度 関西本部清掃業務委託	663		663	平成24年度から 平成26年度まで					663	
平成23年度 東部総合事務所冷温水発生機保守点検業務委託	3,498		3,498	平成24年度から 平成26年度まで					3,498	
平成23年度 東部総合事務所ポンプ類保守点検業務委託	624		624	平成24年度から 平成26年度まで					624	
平成23年度 東部総合事務所移動梯子設備等保守点検業務委託	630		630	平成24年度から 平成26年度まで					630	
平成23年度 八頭総合事務所電話交換設備等保守点検業務委託	2,361		2,361	平成24年度から 平成26年度まで					2,361	
平成23年度 日野総合事務所清掃業務委託	17,007		17,007	平成24年度から 平成26年度まで					17,007	
平成23年度 日野総合事務所機械警備業務委託	1,380		1,380	平成24年度から 平成26年度まで					1,380	
平成23年度 日野総合事務所電気工作物保安業務委託	1,236		1,236	平成24年度から 平成26年度まで					1,236	
平成23年度 日野総合事務所空調機器保守点検業務委託	5,760		5,760	平成24年度から 平成26年度まで					5,760	
平成23年度 日野総合事務所消防設備保守点検業務委託	867		867	平成24年度から 平成26年度まで					867	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1 普通債	648,008,872	655,480,856	50,115,000	46,124,703	659,471,153
(1) 土 木	289,168,330	278,222,182	13,748,000	25,215,987	266,754,195
(2) 農 林 水 産	59,181,813	55,632,154	1,997,000	6,053,710	51,575,444
(3) 教 育	14,346,055	15,772,791	2,965,000	1,318,357	17,419,434
(4) 公 営 住 宅	2,232,930	2,061,392	343,000	157,685	2,246,707
(5) 民 生	6,263,297	5,712,413	0	513,295	5,199,118
(6) 衛 生	2,497,225	2,332,698	12,000	246,536	2,098,162
(7) 臨時財政対策債	241,843,604	264,079,337	29,220,000	10,278,297	283,021,040
(8) そ の 他	32,475,618	31,667,889	1,830,000	2,340,836	31,157,053
2 災害復旧債	6,401,688	7,351,837	1,738,000	1,175,172	7,914,665
(1) 土 木	5,701,489	6,947,220	1,578,000	990,959	7,534,261
(2) 農 林 水 産	277,285	187,859	160,000	14,889	332,970
(3) そ の 他	422,914	216,758	0	169,324	47,434
合 計	654,410,560	662,832,693	51,853,000	47,299,875	667,385,818

平成24年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計)								
総務課	216,299	226,367	△ 10,068				216,299	
政策法務課	104,730	107,416	△ 2,686			60	104,670	
合計	321,029	333,783	△ 12,754			60	320,969	

平成24年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 事業収入			千円 (5,079,143)	千円 (4,712,268)	千円 (366,875)		千円	
			320,969	333,723	△ 12,754			
	3 集中管理 事業収入		(4,309,766) 320,969	(3,937,871) 333,723	(371,895) △ 12,754			
3 諸収入		1 集中管理 事業収入	(4,309,766) 320,969	(3,937,871) 333,723	(371,895) △ 12,754	1 集中管理 事業収入		320,969
			(60) 60	(60) 60	(0) 0			
	1 雑入		(60) 60	(60) 60	(0) 0			
		1 雑入	(60) 60	(60) 60	(0) 0	1 雑入		60
	歳入合計		(5,094,203) 321,029	(4,735,328) 333,783	(358,875) △ 12,754			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	諸収入	繰越金	事業収入	区分	金額	
1 事業費	3 集中管理事業費		千円 (5,079,203)	千円 (4,183,686)	千円 (895,517)	千円	千円	千円	千円		千円	
			321,029	333,783	△ 12,754							
		1 集中管理事業費	(4,309,826)	(3,937,931)	(371,895)	(60)			(4,309,766)			
			321,029	333,783	△ 12,754	60			320,969	1 報酬	10,605	
										4 共済費	1,635	
										9 旅費	243	普通旅費
										11 需用費	178,086	
										12 役員費	97,480	
										13 委託料	420	
										14 使用料及び賃借料	32,560	
		歳出合計	(5,094,203)	(4,735,328)	(358,875)	(60)		(15,000)	(5,079,143)			
			321,029	333,783	△ 12,754	60			320,969			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

平成24年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課(内線:70155)

1 目 集中管理事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費	172,214	181,716	△9,502				172,214	
トータルコスト	172,214千円 (前年度 181,716千円) [非常勤職員:0.4人]							
主な業務内容	光熱水費の支払い、各課割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県庁舎及び各総合事務所の電気、ガス、上下水道料金並びに冷暖房用燃料費の支払いに要する経費								
割当電話料金	44,085	44,651	△566				44,085	
トータルコスト	44,085千円 (前年度 44,651千円) [非常勤職員0.3人]							
主な業務内容	電話代の支払い、各課割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県庁舎及び各総合事務所の電話料金の支払いに要する経費								

平成24年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

政策法務課 (内線: 7028)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	事業収入	
印刷発送費	104,730	107,416	△2,686			60	104,670	
トータルコスト	112,776千円 (前年度 115,404千円) [正職員: 1.0人、非常勤職員: 5.0人]							
主な業務内容	文書の印刷及び発送							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 文書の印刷 (38,412千円) (前年度41,128千円 2,716千円減)								
一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。								
・プリント料金 32,560千円 (前年度34,757千円 2,197千円減)								
・印刷用紙代 4,818千円 (前年度 5,337千円 519千円減)								
・印刷事務用品等 1,034千円 (前年度 1,034千円)								
〈参考: プリント料金の予算・決算の状況〉								
	平成20年度	平成21年度	平成22年度					
予算額	25,998千円	29,318千円	35,670千円					
決算額	26,320千円	29,232千円	28,289千円					
(2) 文書の発送 (66,318千円) (前年度66,288千円 30千円増)								
庁内で発送する文書を政策法務課で集合発送することにより、経費の節減を図る。								
・郵便料金 53,395千円 (前年度53,395千円)								
・非常勤職員人件費 12,240千円 (前年度12,210千円 30千円増)								
・発送事務用品等 683千円 (前年度 683千円)								
〈参考: 郵便料金の予算・決算の状況〉								
	平成20年度	平成21年度	平成22年度					
予算額	45,931千円	47,084千円	49,439千円					
決算額	46,463千円	52,883千円	50,581千円					

平成24年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節	款項目	用品調達等 集中管理事業 特別会計	1款 事業費			総務部合計	
				うち総務部	3項 集中管理事業費		
							1目 集中管理事業費
1	報酬	2,758,750	2,758,750	10,605	10,605	10,605	10,605
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費	448,694	448,694	1,635	1,635	1,635	1,635
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金	118,170	118,170				
8	報償費						
9	旅費	3,416	3,416	243	243	243	243
	費用弁償						
	普通旅費	3,416	3,416	243	243	243	243
	特別旅費						
10	交際費						
11	需用費	947,427	947,427	178,086	178,086	178,086	178,086
12	役務費	334,624	334,624	97,480	97,480	97,480	97,480
13	委託料	420	420	420	420	420	420
14	使用料及び賃借料	465,424	465,424	32,560	32,560	32,560	32,560
15	工事請負費						
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	378	378				
19	負担金、補助及び交付金	517	517				
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金	1,000	1,000				
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金						
26	寄付金						
27	公課費	383	383				
28	繰出金	15,000					
	予備費						
	計	5,094,203	5,079,203	321,029	321,029	321,029	321,029
財源内訳	国庫支出金						
	繰入金						
	その他	15,060	60	60	60	60	60
	事業収入	5,079,143	5,079,143	320,969	320,969	320,969	320,969

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 事業費		
3項 集中管理事業費		
1目 集中管理事業費		
報 酬	非常勤職員	5人

議案第3号

平成24年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
財政課	71,631,447	72,572,837	△ 941,390		9,695,000		61,936,447	
合計	71,631,447	72,572,837	△ 941,390		9,695,000		61,936,447	

平成24年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区	分	
1 繰入金			千円	千円	千円		千円	
			61,936,447	62,375,837	△ 439,390			
	1 一般会計繰入金		58,055,447	57,987,837	67,610			
		1 一般会計繰入金	58,055,447	57,987,837	67,610		58,055,447	
	2 減債基金繰入金		3,881,000	4,388,000	△ 507,000			
		1 減債基金繰入金	3,881,000	4,388,000	△ 507,000		3,881,000	
2 県債			9,695,000	10,197,000	△ 502,000			
	1 県債		9,695,000	10,197,000	△ 502,000			
		1 借換債	9,695,000	10,197,000	△ 502,000		1 公債費借換債	元金充当
歳入 合計			71,631,447	72,572,837	△ 941,390			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
						国庫支出金	繰入金	事業収入	区分	
1 公債費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			71,631,447	72,572,837	△ 941,390		61,936,447			
		1 公債費	71,631,447	72,572,837	△ 941,390		61,936,447			
		1 元 金	60,875,876	61,449,751	△ 573,875		51,180,876		23 償還金利子及び割引料	60,325,876
		2 利 子	10,732,182	11,093,336	△ 361,154		10,732,182		25 積立金	550,000
		3 公債諸費	23,389	29,750	△ 6,361		23,389		23 償還金利子及び割引料	10,732,182
									11 需用費	115
									12 役務費	23,033
									13 委託料	95
									14 使用料及び賃借料	146
歳出 合計			71,631,447	72,572,837	△ 941,390		61,936,447			

平成24年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

1 目 元金

財 政 課 (内線: 7045)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	60,875,876	61,449,751	△573,875		9,695,000		<基金繰入金> 3,881,000 <一般会計繰入金> 47,299,876	
トータルコスト	60,879,094千円 (前年度 61,452,946千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理							
工程表の政策目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成26年度末の実質的な借入金残高を、平成22年度末 (3,677億円) 以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字 (臨財債を除く) を堅持 							

事業内容の説明

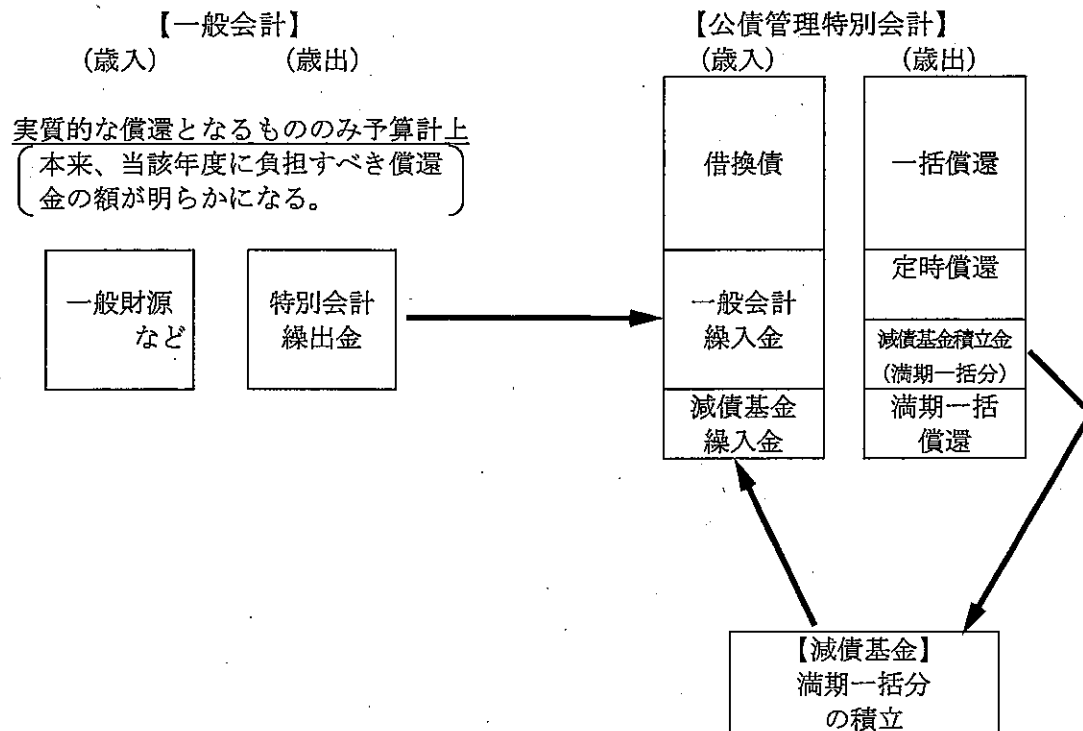
過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、平成24年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費

- ・公債元金 60,325,876千円
- ・減債基金積立金 550,000千円

※公債元金には借換債による借換分を含む。

(借換債は、もともと10年目に借り換えることを前提に借入れした20年償還の地方債について、一旦残額の全額を償還した後に、改めて実勢レートで借り直すもの。)

<公債管理特別会計の仕組み>



平成24年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

2 目 利子

財 政 課 (内線 : 7045)

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	10,732,182	11,093,336	△361,154				<一般会計繰入金> 10,732,182	
トータルコスト	10,735,400千円 (前年度 11,096,531千円) [正職員 : 0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成26年度末の実質的な借入金残高を、平成22年度末 (3,677億円) 以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字 (臨財債を除く) を堅持 							
事業内容の説明	<p>過去に借り入れた一般会計分の地方債のうち、平成24年度に返済する利子の支払いのための経費である。</p>							

財 政 課 (内線 : 7045)

(単位 : 千円)

3 目 公債諸費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	23,389	29,750	△6,361				<一般会計繰入金> 23,389	
トータルコスト	24,998千円 (前年度 31,348千円) [正職員 : 0.2人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成26年度末の実質的な借入金残高を、平成22年度末 (3,677億円) 以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字 (臨財債を除く) を堅持 							
事業内容の説明	<p>県債の管理に要する経費である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募県民債記念証発行に係る経費 2,761千円 県債発行に要する手数料 20,533千円 県債管理システム保守委託 95千円 							

平成24年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

節	款項目	1款 公債費					総務部計	
		公債管理 特別会計 計	1項 公債費			3目 公債諸費		
			1目 元	2目 金	利子			
1	報酬							
2	給料							
3	職員手当等							
4	共済費							
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	賞金							
8	報償費							
9	旅費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
10	交際費							
11	需用費	115	115	115		115	115	
12	役務費	23,033	23,033	23,033		23,033	23,033	
13	委託料	95	95	95		95	95	
14	使用料及び賃借料	146	146	146		146	146	
15	工事請負費							
16	原材料費							
17	公有財産購入費							
18	備品購入費							
19	負担金、補助及び交付金							
20	扶助費							
21	貸付金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	71,058,058	71,058,058	71,058,058	60,325,876	10,732,182	71,058,058	
24	投資及び出資金							
25	積立金	550,000	550,000	550,000	550,000		550,000	
26	寄付金							
27	公課費							
28	繰出金							
	予備費							
	計	71,631,447	71,631,447	71,631,447	60,875,876	10,732,182	23,389	71,631,447
財	国庫支出金							
源	地方債	9,695,000	9,695,000	9,695,000	9,695,000			9,695,000
内	その他							
訳	繰入金	61,936,474	61,936,474	61,936,474	51,180,876	10,732,209	23,389	61,936,474

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 公債費		
1項 公債費		
1目 元 金		
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金	60,325,876
積立金	減債基金積立金(満期一括償還分)	550,000
2目 利 子		
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金	10,732,182

(議案第4号)

平成24年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
(鳥取県給与集中管理特別会計)								
人事企画課	25,447,425	26,191,087	△ 743,662			25,447,425		
合計	25,447,425	26,191,087	△ 743,662			25,447,425		

平成24年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入予算事項別明細書

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入	1 給与等 振替 収入		25,447,425	26,191,087	△743,662		千円	
		1 給与等振替収入	25,447,425	26,191,087	△743,662	1 給与等振替収入	25,447,425	
歳入合計			25,447,425	26,191,087	△743,662			

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	本年度の財源内訳 給与等振替収入 千円	節		説明
							区分	金額	
1 給与費	1 給与費		25,447,425	26,191,087	△743,662			千円	
		1 給与費	25,447,425	26,191,087	△743,662	報酬 給料 手当 共済費	344,045 11,346,560 9,408,143 4,348,677		
歳出合計			25,447,425	26,191,087	△743,662				

平成24年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

人事企画課：内線（7419）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	25,447,425	26,191,087	△743,662			<給与等振替 収入> 25,447,425		

トータルコスト 25,447,425千円（前年度 26,191,087千円） [正職員：0.0人]

主な業務内容 特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）に係る給与費の支払い

工程表の政策目標指標 —

事業内容の説明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】

（単位：千円）

区 分	金 額
報 酬	344,045
給 料	11,346,560
手 当	9,408,143
共済費	4,348,677
合 計	25,447,425

平成24年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款項目 節	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費	1項 給与費		総務部 合計
				1目 給与費	
1 報酬	344,045	344,045	344,045	344,045	344,045
2 給料	11,346,560	11,346,560	11,346,560	11,346,560	11,346,560
3 職員手当等	9,408,143	9,408,143	9,408,143	9,408,143	9,408,143
4 共済費	4,348,677	4,348,677	4,348,677	4,348,677	4,348,677
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費					
9 旅費					
費用弁償					
普通旅費					
特別旅費					
10 交際費					
11 需用費					
12 役務費					
13 委託料					
14 使用料及び賃借料					
15 工事請負費					
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
19 負担金、補助及び交付金					
20 扶助費					
21 貸付金					
22 償金 補償、補填及び賠償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金					
25 寄付金					
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	25,447,425	25,447,425	25,447,425	25,447,425	25,447,425
財源					
国庫支出金					
起債					
内その他	25,447,425	25,447,425	25,447,425	25,447,425	25,447,425
繰入金					

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>公益法人に派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる公益的法人等を追加する等の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員を派遣することができる公益的法人等を次のとおり変更する。</p> <p>ア 追加する公益的法人等</p> <p>財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構</p> <p>イ 削除する公益的法人等</p> <p>財団法人鳥取県文化振興財団</p> <p>財団法人とっとり地域連携・総合研究センター</p> <p>鳥取県土地開発公社</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成24年4月1日</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であつて知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u></p> <p>エ <u>公益財団法人鳥取県国際交流財団</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ <u>公益社団法人鳥取県人権文化センター</u></p> <p>キ及びク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>ス <u>財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構</u> (<u>昭和44年10月9日に財団法人鳥取県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。</u>)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であつて知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>財団法人鳥取県建設技術センター（昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>エ <u>財団法人鳥取県国際交流財団（平成2年11月1日に財団法人鳥取県国際交流財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ <u>社団法人鳥取県人権文化センター（平成11年4月16日に社団法人鳥取県人権文化センターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>キ及びク 略</p> <p>ケ <u>財団法人鳥取県文化振興財団（平成4年10月1日に財団法人鳥取県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>コ <u>財団法人とっとり地域連携・総合研究センター（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p>

<p>(2) <u>公立大学法人鳥取環境大学</u></p> <p>(3) <u>学校法人放送大学学園</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(2) <u>特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>学校法人鳥取環境大学</u></p> <p>イ <u>学校法人放送大学学園</u></p> <p>ウ <u>鳥取県土地開発公社</u></p> <p>2及び3 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県職員定数条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。</p> <p>(2) 市町村との事務の共同化に伴い、その事務に従事する市町村から派遣を受けた職員を定数の外に置く。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 事務事業の見直し及び業務量の減少等に伴い、知事の事務部局の職員の定数を29人減員し、2,938人に改めること。</p> <p>(2) 業務量の減少に伴い、企業局の職員の定数を1人減員し、60人に改めること。</p> <p>(3) 特別支援学校の児童・生徒の増加等により、県立学校の職員の定数を21人増員し、2,065人に改めること。</p> <p>(4) 少人数学級の増加等により、県費負担教職員の定数を82人増員し、4,211人に改めること。</p> <p>(5) 定数の外に置く職員に、市町村から派遣される職員のうち、市町村の職員の研修に関する事務に従事しているものを加える。</p> <p>3 施行期日 平成24年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例案

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,938人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,928人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,326人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,065人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,211人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>市町村から派遣される職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の職員の研修に関する事務に従事しているもの</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,967人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,957人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,305人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,044人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>61人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,129人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 同和問題の早期解決のための施設である旧鳥取市解放文化会館の敷地の用に供するため、鳥取市に無償貸付してきた当該土地について、減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>鳥取市幸町151番</td> <td>1,494.13平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市尚徳町116番地 鳥 取 市</p> <p>(3) 利用目的 鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地(旧鳥取市解放文化会館用地)に使用するため</p> <p>(4) 貸付期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>(5) 減額して貸し付ける理由 これまで同和問題の早期解決を図るため旧鳥取市解放文化会館用地として鳥取市に無償貸付けをしてきたが、当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めることとし、減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>(6) 貸付金額 鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル					

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること ((元)鳥取農業高等学校実習農園) について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当該土地は県史跡天神山城跡(因幡守護所跡)として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">所 在 地</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部</td> <td style="text-align: center;">1,709.40 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市桂見924番地3 竹内 房 男 (山王団地自治会会長)</p> <p>(3) 貸付期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>(4) 貸付経緯 当初契約:平成18年10月11日から平成21年3月31日まで 更新契約:平成21年 4月 1日から平成24年3月31日まで</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	1,709.40 平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	1,709.40 平方メートル					

条 例 名 等	<p>全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加並びに全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体に熊本市を加えるとともに、所要の規定を整備するため、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令」が改正されたこと並びに熊本市から加入申請がなされたことに伴い、全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。</p> <p>(1) 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約</p> <p>全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。</p> <p>第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。</p> <p>第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。</p> <p>(2) 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約</p> <p>西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。</p> <p>第3条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。</p> <p>第6条中「委員21人」を「委員22人」に改める。</p> <p>第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもって熊本県及び熊本市に」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p>

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 国から交付された交付金等を原資とする基金について、当該交付金等に係る事業の終了時の残額を国に返還するために必要な経費の財源に充てることを当該基金の処分事由に加えるものである。</p> <p>2 概要 (1) 国から交付された交付金等が基金の原資となっているものは、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、当該基金を処分することができるものとする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成24年4月1日</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例案

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第68条の3の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p><u>2 別表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交付された交付金等が原資となっているものは、前項の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由のほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、これを処分することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p><u>(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)</u></p> <p><u>4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>積立て</th> <th>運用益金の整理又は処理</th> <th>処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>11 鳥取県</td> <td>林業従事者の安全衛</td> <td>一般会計歳入</td> <td>(1) 一般会計歳入</td> <td>当該基金の設置</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>積立て</th> <th>運用益金の整理又は処理</th> <th>処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>11 鳥取県</td> <td>林業従事者の安全衛</td> <td>一般会計歳入</td> <td>(1) 一般会計歳入</td> <td><u>この条例又は附</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	<u>この条例又は附</u>
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	<u>この条例又は附</u>																											

森林整備 担い手育成 基金	生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等並びに間伐等の森林整備を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	歳出予算に定める額	(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	目的を達成するために必要な経費の財源に充てると	森林整備 担い手育成 基金	生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	歳出予算に定める額	(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	則第2項の規定による廃止前の鳥取県森林整備担い手育成基金条例(平成5年鳥取県条例第5号)の規定により運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)		12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)	

	造に関する 施策の推進 並びに個性 豊かな地域 社会の形成 に資すること。 と。		のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		8年鳥取県 条例第19 号)による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。 と。		のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		
13 鳥 取県 森林 整備 地域 活動 支援 基金	森林所有 者等に対し 森林の施業 の計画的か つ一体的な 実施に不可 欠な活動を 確保するた めの支援を 実施することにより、 適切な森林 整備を推進 し、もって 森林の有す る多面的な 機能を確認 すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		13 鳥 取県 森林 整備 地域 活動 支援 基金	国から交 付される交 付金を原資 として森林 所有者等に 対し森林の 施業の計画 的かつ一体 的な実施に 不可欠な活 動を確保す るための支 援を実施す ることによ り、適切な 森林整備を 推進し、も って森林の 有する多面 的な機能を 確保すること。 と。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	(1) 当 該基金 の設置 目的を 達成す るため に必要な 経費の 財源に 充て ると き。 (2) 当 該基金 の原資 として 国から 交付さ れた交 付金を 国に返 還する ために 必要な 経費の 財源に 充てる とき。
				当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充					

てると
き。

略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

<p>付金を交付する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。</p>				<p>国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。</p>	
-------------------------------	--	--	--	--	--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部改正について										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 次の事項を主な内容とする地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>ア 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長等</p> <p>イ 過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税の適用期限の延長</p> <p>ウ 自動車税のグリーン化の特例の延長</p> <p>(2) 個人県民税の寄附金税額控除の適用対象に、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等に対する寄附金を追加する。</p> <p>(3) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までに限り、個人県民税の均等割の税率を引き上げる。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 地方税法の一部改正に伴う事項</p> <p>ア 不動産取得税の特例措置に関する事項</p> <p>(ア) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を3年延長する。</p> <p>(イ) 住宅又は土地の取得に係る3パーセントの軽減税率の特例措置を3年延長する。</p> <p>イ 自動車取得税の非課税に関する事項</p> <p>過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>ウ 自動車税の環境税制に関する事項</p> <p>自動車税のグリーン化の特例を受ける対象を、より環境負荷の小さい自動車に重点化するとともに、特例の適用期間を2年間延長する。</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所を置く認定特定非営利活動法人等に対する寄附金について個人住民税の寄附金税額控除の対象とする。</p> <p><認定NPO法人に係る制度の概要></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">NPO認定事務</th> <th style="width: 50%;">税 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 都道府県が認定 (平成24年度に国税庁から移管) </td> <td> 所得税：税額控除を創設し、所得控除との選択制 ※税額控除は控除対象寄附金の40% (所得税額の25%が上限) </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 個人住民税：税額控除 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定NPO法人以外のNPO法人の条例指定については、平成24年度に検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 県税条例での指定が必要<今回改正> </div> <p>(3) 平成26年度から平成35年度までの間、個人県民税の均等割の税率を500円引き上げる。</p> <p style="text-align: center;"><個人県民税均等割の全体像></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 森林環境保全税 500円 (H20年度～H24年度) </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 現行標準税率 1,000円 </td> <td style="text-align: center;"> 標準税率の特例上乗せ 500円 (H26年度～H35年度) </td> </tr> </table>	NPO認定事務	税 制	都道府県が認定 (平成24年度に国税庁から移管)	所得税：税額控除を創設し、所得控除との選択制 ※税額控除は控除対象寄附金の40% (所得税額の25%が上限)		個人住民税：税額控除	森林環境保全税 500円 (H20年度～H24年度)		現行標準税率 1,000円	標準税率の特例上乗せ 500円 (H26年度～H35年度)
NPO認定事務	税 制										
都道府県が認定 (平成24年度に国税庁から移管)	所得税：税額控除を創設し、所得控除との選択制 ※税額控除は控除対象寄附金の40% (所得税額の25%が上限)										
	個人住民税：税額控除										
森林環境保全税 500円 (H20年度～H24年度)											
現行標準税率 1,000円	標準税率の特例上乗せ 500円 (H26年度～H35年度)										

- (4) 鳥取県行政手続条例に規定する処分の理由の提示をこの条例による処分にも適用する。
- (5) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、自動車税の課税免除の対象を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の法律名及び根拠条項を改める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、規則で定める日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。
 - ア 2の(6)に関する事項 公布日
 - イ 2の(2)、(3)及び(5)に関する事項 平成24年4月1日
 - ウ 2の(4)に関する事項 平成25年1月1日
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（第20条第12号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税目</th> <th style="text-align: center;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税</td> <td>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地</td> </tr> <tr> <td>特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地	特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	略	特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号	略	<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（第20条第9号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税目</th> <th style="text-align: center;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子等（第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税</td> <td>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第11号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地</td> </tr> <tr> <td>特定配当等（第20条第6号の2に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得金額（第20条第6号</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		利子等（第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第11号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地	特定配当等（第20条第6号の2に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	略	特定株式等譲渡所得金額（第20条第6号	略
税目	課税地																				
略																					
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地																				
特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	略																				
特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号	略																				
税目	課税地																				
略																					
利子等（第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第11号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地																				
特定配当等（第20条第6号の2に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	略																				
特定株式等譲渡所得金額（第20条第6号	略																				

に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税

略

2 略

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等(租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。)に対する寄附金とする。

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。ただし、平成26年度から平成35年度までの各年度分については、1,500円とする。

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

の3に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税

略

2 略

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成27年3月31日まで
の間に住宅又は土地の取得が行われた場合における
不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、
100分の3とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準
の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用
される法第73条の14第1項の規定の適用を受けよう
とする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅
が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20
年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優
良住宅であることを証明する書類を添付しなければ
ならない。

4 法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用
される法第73条の14第1項の規定の適用を受けよう
とする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅
が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年
法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5
条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で
ある貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として
貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条
第14項の施行令で定めるものであることを証明する
書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条
の14第1項（法附則第11条第10項又は第14項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3
項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅
の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付
記した第84条第1項の申告書を提出することにより、
第1項の申告書の提出に代えることができる。
この場合において、法第73条の14第3項の規定の適
用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、
法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用さ
れる法第73条の14第1項の規定の適用を受けよう
とする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第
14項の規定により読み替えて適用される法第73条の
14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつて
は前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しな
ければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産
取得税の減額に関する申告)

第80条 平成18年4月1日から平成24年3月31日まで
の間に住宅又は土地の取得が行われた場合における
不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、
100分の3とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準
の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用
される法第73条の14第1項の規定の適用を受けよう
とする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅
が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20
年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優
良住宅であることを証明する書類を添付しなければ
ならない。

4 法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用
される法第73条の14第1項の規定の適用を受けよう
とする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅
が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年
法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5
条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で
ある貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として
貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定め
るものであることを証明する書類を添付しなければ
ならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条
の14第1項（法附則第11条第12項又は第16項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3
項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅
の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付
記した第84条第1項の申告書を提出することにより、
第1項の申告書の提出に代えることができる。
この場合において、法第73条の14第3項の規定の適
用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、
法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用さ
れる法第73条の14第1項の規定の適用を受けよう
とする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第
16項の規定により読み替えて適用される法第73条の
14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつて
は前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しな
ければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産
取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（前条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

第89条 法第73条の24第1項（法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（前条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

第109条及び第110条 削除

（認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた法附則第11条の4第3項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 施行令附則第9条の2第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

（認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第112条 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 建設計画中の不動産にあつては、建設を開始する予定年月日

2 法附則第11条の4第4項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第4項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法附則第11条の4第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

第109条から第112条まで 削除

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難に

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難に

なっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。

(3) 略

(4) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(5) 充電機能付電力併用自動車 電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。

(6) 略

(7) 略

(8) 平成22年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

(9) 平成27年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

(10) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

なっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車と法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(3) 略

(4) 充電機能付電力併用自動車 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車
でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品
の搬出の用に供するもの

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業

イ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就
労移行支援を行う事業

ウ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就
労継続支援を行う事業

エ 障害者自立支援法第5条第26項に規定する地
域活動支援センターのうち生産活動その他の活
動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び
能力又は生活能力の向上を図るものを運営する
事業

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定
非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業
の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用
に供するものに限る。）

ア～ウ 略

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短
期入所に係る事業

オ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自
立訓練に係る事業

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条
の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業

キ 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療
型児童発達支援に係る事業

ク 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課
後等デイサービスに係る事業

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第
84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害
（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺
症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障
害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）

(6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条
第14項に規定する自立訓練、同条第15項に規定す
る就労移行支援及び同条第16項に規定する就労継
続支援に限る。）を行う法人又は同法第77条第1
項第4号に規定する事業において同法第5条第22
項に規定する地域活動支援センターを運営する法
人が所有する自動車で専ら原材料の搬入又は成果
品の搬出の用に供するもの

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定
非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業
の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用
に供するものに限る。）

ア～ウ 略

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する児
童デイサービスに係る事業

オ 障害者自立支援法第5条第9項に規定する短
期入所に係る事業

カ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する自
立訓練に係る事業

(8) 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成
12年鳥取県条例第11号）第2条第2項に規定する
小規模作業所を営む個人又は法人が所有する自動
車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入
又は成果品の搬出の用に供するもの

その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。)を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(12) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成25年環境重視型自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成15年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成13年3月31日）までに

(9)～(12) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成13年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成11年3月31日）までに

新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 略

(4) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 略

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

4 第1項の平成25年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあつては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上の自動車）のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項第4号の総務省令で定めるもの

5 第1項の平成25年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー効率以上の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあつては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車）のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成25年環境重視型低燃費自動車を除く。）で同条第5項の総務省令で定めるものをいう。

4 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの

5 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第1項第2号及び第5条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第24条の4に1項を加える改正規定、第27条の改正規定及び第137条の改正規定 平成24年4月1日
- (3) 第18条の改正規定 平成25年1月1日

(鳥取県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第18条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にす
る同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の鳥取県税条例第18条第1項に規定する行為につ
いては、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以
下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動
産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第 号。
以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条の4第
3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲
渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した
場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に係る減額若しくは徴収猶予の申告又は還付の
申請については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第138条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自
動車税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 改正法の施行の日が平成24年4月1日後となる場合における新条例の規定の適用に関し必要な事項(前
2条の規定の読替えを含む。)その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

- 2 この条例の規定(附則第1条各号に掲げる規定及び附則第2条の規定を除く。)は、改正法が成立しないと
きは、その効力を失う。この場合において、この条例の失効に関し必要な経過措置は、規則で定める。

条例名等

職員の給与に関する条例等の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給与構造改革における経過措置額は、平成24年4月1日に廃止

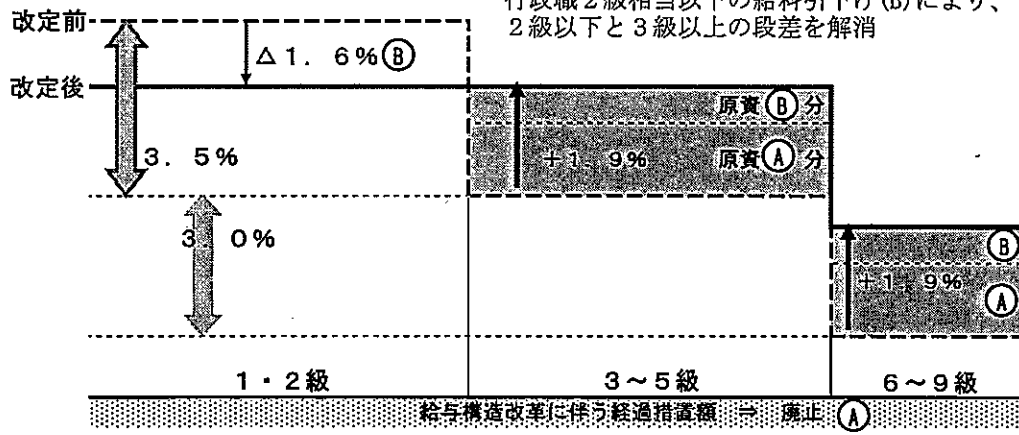
イ 経過措置額の廃止により生ずる原資等を用いて、現行給料表の構造を是正（行政職2級相当以下と同3級相当以上の間の段差(3.5%)を解消）

ウ 上記により給料月額が引き下げとなる職員に対して、所要の緩和措置を講じる。

注) 給与構造改革における経過措置

平成18年4月実施の給与構造改革において、高齢層を中心に給与水準を平均4.8%引き下げた際に、平成18年3月31日に受けていた給料月額を保障するもの。

【給料表構造是正のイメージ(行政職)】 ※給与構造改革における経過措置額の廃止(A)と行政職2級相当以下の給料引下げ(B)により、2級以下と3級以上の段差を解消



(改定後)給料表 に対する乗率	978/1000	949/1000
--------------------	----------	----------

(2) 関係条例の一部改正

次の条例について(1)に準じた改正を行う。

- ・任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)
- ・任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)
- ・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)

3 施行期日

施行期日は、平成24年4月1日とする。

【参考 本県の国公ラスパイレス指数 (国=100)】
94.8 (平成22年4月1日現在。都道府県中40位。)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978</p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の949</p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994</p> <p>(2) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の959</p> <p>(3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の931</p>
<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p>	<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級から3級までである者 1,000分の994</p> <p>(2) 職務の級が4級から6級までである者</p>

(1) 職務の級が1級から6級までである者

1,000分の978

(2) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の949

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者

1,000分の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場

1,000分の959

(3) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の931

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会

合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の949

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の949

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の984(他の職員

が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が1級)である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の931

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が2級又は3級である者
1,000分の959
- (3) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の931

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以

との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978

(2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

上であるもの又は再任用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで (再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級) である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで (再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで) である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

別表第6 海事職給料表 (第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から4級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が5級である者 1,000分の949

ものとする。)とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の931

別表第6 海事職給料表 (第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である者
1,000分の994
- (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の959
- (3) 職務の級が5級である者 1,000分の931

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の</p>

<p>給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p>	<p>給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p>	<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>3～7 略</p>	<p>3～7 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改

正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

附 則

1～4 略

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者にあつては、これらの規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（職務の級が1級である職員にあつては、当該額に1,000分の978を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6及び7 略

附 則

1～4 略

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6及び7 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正」

条例」という。) 附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額)に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 施行日の前日において第4条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(以下「旧平成18年改正条例」という。) 附則第7条第1項から第3項までの規定を受けていた職員

(2) 施行日の前日において第5条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則

第5項本文の規定の適用を受けていた職員であつて、同項に規定する切替日の前日において旧平成18年改正条例附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていたもの

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して任命権者が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新給与条例第16条の4第5項(新給与条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新給与条例第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年鳥取県条例第 号) 附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(人事委員会への委任)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年1月31日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月31日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金24,413円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故の発生年月日 平成22年12月13日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市西品治地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、右前方で停止している和解の相手方所有の小型乗用自動車を発見したため、一時停止をした後、同車両の左側方を通過しようとして前進したところ、路外駐車場に駐車するため後退を開始した同車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (13) 職員の研修に関する事務の受託に関する規約を変更する協議について (平成24年1月31日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項及び同法第292条において準用する同項の規定に基づき、鳥取市ほか18市町村、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び鳥取県西部広域行政管理組合から受託している職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>2 概要 現在、市町村等職員研修のうち財団法人鳥取県市町村振興協会が行っている新規採用職員研修等の階層別研修についても、平成24年度から県（職員人材開発センター）で実施することとし、それに伴い階層別研修に係る研修経費や人件費を含めた市町村等職員研修に要する全体経費を市町村等が直接負担することとなることから、各市町村、広域行政管理組合、広域連合と県との間で締結している規約の全部を変更するものである。</p> <p>（現行規約からの主な変更点） 市町村等職員研修に要する全体経費を市町村等が直接負担することとなることに伴い必要な規定の整備を行う。</p> <p>（参考） ○地方自治法第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、<u>関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。</u></p> <p>○議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件 昭和39年3月26日議決 議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項として指定（昭和24年3月31日議決、昭和31年9月26日議決、昭和33年10月6日議決、昭和37年3月24日議決）した事項の全部を次のように改正し、昭和39年4月1日から適用する。 議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。 (1) (略) (2) <u>地方自治法第252条の14第1項及び第292条において準用する同条同項の規定に基づき、地方公共団体の職員の研修に関する事務の委託を受けることに関し規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議すること。</u> (3) (略)</p>

職員の研修に関する事務の受託に関する規約を変更する協議について

鳥取市ほか18市町村、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の受託に関する規約を次のとおり変更することについて、協議をする。

別表の左欄に掲げる市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）と鳥取県が同表の中欄に掲げる日に締結した同表の右欄に掲げる規約の全部を次のとおり改める。ただし、「〇〇市（町村、広域行政管理組合、広域連合）」とあるのは、それぞれ規約を締結する市町村等の名称と、「〇〇市（町村）長（管理者、広域連合長）」とあるのは、それぞれ当該市町村等の長と、「市（町村）長（管理者、広域連合長）」とあるのは、当該市町村等が市である場合にあっては「市長」と、町である場合にあっては「町長」と、村である場合にあっては「村長」と、一部事務組合である場合にあっては「管理者」と、広域連合である場合にあっては「広域連合長」とする。

〇〇市（町村、広域行政管理組合、広域連合）と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町村、広域行政管理組合、広域連合）（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担及び予算の執行）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県職員人材開発センター運営審議会の意見を聴き、〇〇市（町村）長（管理者、広域連合長）（以下「市（町村）長（管理者、広域連合長）」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を市（町村）長（管理者、広域連合長）に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町村）長（管理者、広域連合長）に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町村）長（管理者、広域連合長）に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて市（町村）長（管理者、広域連合長）と連絡会議を開くことができる。市（町村）長（管理者、広域連合長）の申出がある場合においても、同様とする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

（その他）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

別表

鳥取市	昭和32年1月25日	鳥取市 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
米子市	平成17年3月31日	米子市と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
倉吉市	昭和32年1月25日	倉吉市 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
境港市	昭和32年1月25日	境港市 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
岩美町	昭和32年3月30日	岩美町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
若桜町	昭和32年3月30日	若桜町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
智頭町	昭和32年3月28日	智頭町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
八頭町	平成17年3月31日	八頭町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
三朝町	昭和32年1月25日	三朝町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
湯梨浜町	平成16年10月1日	湯梨浜町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
琴浦町	平成16年9月1日	琴浦町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
北栄町	平成17年10月1日	北栄町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
日吉津村	昭和32年3月30日	日吉津村 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
大山町	平成17年3月28日	大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
南部町	平成16年10月1日	南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
伯耆町	平成17年1月1日	伯耆町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

日南町	昭和 32 年 1 月 25 日	石見村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和 32 年 1 月 25 日	福栄村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和 32 年 3 月 12 日	伯南町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和 32 年 3 月 13 日	多里村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和 32 年 1 月 25 日	高宮村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
日野町	昭和 32 年 1 月 25 日	根雨町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和 32 年 3 月 13 日	黒坂町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
江府町	昭和 32 年 1 月 28 日	江府町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
鳥取県東部広域行政管理組合	昭和 62 年 3 月 25 日	鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約	
鳥取中部ふるさと広域連合	平成 10 年 5 月 1 日	鳥取中部ふるさと広域連合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約	
鳥取県西部広域行政管理組合	昭和 58 年 4 月 1 日	鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約	